

議案第 25 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第30号の9の次に次の9号を加える。

(30)の10 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号から第30号の17までにおいて「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下この号から第30号の18までにおいて「新築等計画」という。）で、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸又は一戸建ての住宅（以下この号、次号及び第30号の18において「住戸等」という。）に係る新築等計画の認定の申請に対する審査手数料（以下この号から第30号の18までにおいて「新築等計画認定申請手数料」という。）

| 区分 | 手数料の額 |
|--|----------|
| 住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの | 40,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの | 80,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの | 113,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの | 172,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの | 239,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの | 334,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの | 457,000円 |

| | |
|---|----------|
| 住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの | 590,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの | 716,000円 |

備考

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請をする場合の審査手数料（以下この号から第30号の18までにおいて「新築等計画変更認定申請手数料」という。）の額は、新築等計画に係る住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額）を加算した額とする。
- (ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額
- (イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (30)の11 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類（以下第30号の13、第30号の15及び第30号の17において「適合証」という。）が添付されている住戸等に係る新築等計画認定申請手数料

| 区分 | 手数料の額 |
|---|----------|
| 住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの | 7,300円 |
| 住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの | 13,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの | 23,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの | 50,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの | 70,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの | 109,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの | 174,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの | 211,000円 |
| 住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの | 252,000円 |

備考

ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定

を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の12 新築等計画の認定の申請に対する審査で、一戸建ての住宅以外の建築物（以下この号から第30号の18までにおいて「建築物」という。）の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

| 区分 | 手数料の額 |
|---|----------|
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートル以内のもの | 40,000円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの | 80,000円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの | 113,000円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの | 172,000円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの | 239,000円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの | 334,000円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの | 457,000円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの | 590,000円 |

| | |
|---------------------------------------|----------|
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの | 716,000円 |
|---------------------------------------|----------|

備考

ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の住戸の部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の13 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

| 区分 | 手数料の額 |
|-----------------------------------|---------|
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方メートル以内のもの | 7,300円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が150平方 | 13,000円 |

| | |
|---|-----------|
| メートルを超え 400 平方メートル以内のもの | |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以内のもの | 23,000 円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,100 平方メートル以内のもの | 50,000 円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 2,100 平方メートルを超え 4,100 平方メートル以内のもの | 70,000 円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 4,100 平方メートルを超え 8,300 平方メートル以内のもの | 109,000 円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 8,300 平方メートルを超え 16,500 平方メートル以内のもの | 174,000 円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 16,500 平方メートルを超え 24,750 平方メートル以内のもの | 211,000 円 |
| 建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 24,750 平方メートルを超えるもの | 252,000 円 |

備考

- ア 法第 55 条第 1 項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の住戸の部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画の認定の申請に法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第 62 号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

- (ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額
- (イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (30)の14 新築等計画の認定の申請に対する審査で、共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分(以下この号から第30号の16までにおいて「建築物の共用部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

| 区分 | 手数料の額 |
|--|----------|
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 124,000円 |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 208,000円 |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 333,000円 |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 422,000円 |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 513,000円 |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 621,000円 |

備考

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の共用部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の15 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の共用部分に係る新築等計画認定申請手数料

| 区分 | 手数料の額 |
|--|----------|
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 13,000円 |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 37,000円 |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 109,000円 |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 162,000円 |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの | 211,000円 |

| | |
|--------------------------------------|----------|
| 方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | |
| 建築物の共用部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 285,000円 |

備考

ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の共用部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の16 新築等計画の認定の申請に対する審査で、建築物の住戸の部分及び建築物の共用部分以外の部分（以下この号及び次号において「建築物の非住宅部分」という。）に係る新築等計画認定申請手数料

| 区分 | 手数料の額 |
|-----------------------------------|----------|
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 272,000円 |

| | |
|---|------------|
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 436,000円 |
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 631,000円 |
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 769,000円 |
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 915,000円 |
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 1,069,000円 |

備考

- ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の非住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。
- イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下この号及び次号において「工場等」という。）が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の14の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。
- ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ

れ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額) を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の17 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の非住宅部分に係る新築等計画認定申請手数料

| 区分 | 手数料の額 |
|---|----------|
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 13,000円 |
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 37,000円 |
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの | 109,000円 |
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 162,000円 |
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 211,000円 |
| 建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの | 285,000円 |

備考

ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、

新築等計画に係る建築物の非住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場等が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の15の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。

ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の18 新築等計画の認定の申請に対する審査で、住戸等に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第30号の12から前号までに規定する建築物に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。